

目 次

(追加提出議案)

令和2年5月臨時会

NO	議案番号	件 名
1	議案第36号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第37号	箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山口昇士

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症による社会情勢を鑑み、町長等が自ら身を削る取り組みが必要との判断により給与の削減措置を講ずることとしたため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

16 令和 2 年 6 月の期末手当の額は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 5 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症による社会情勢を鑑み、給与の削減措置を講ずることとしたため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の給与に関する条例(昭和 32 年箱根町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

(令和 2 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

23 第 15 条第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員に対して令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 10 に相当する額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(令和 2 年 6 月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

24 第 15 条第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員に対して令和 2 年 6 月に支給する勤勉手当の額は、第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 10 に相当する額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

